



知的財産権 Q & A

2021年6月

資産管理部 知的財産G

知的財産権Q&A 【出願・登録】

No.	質問	回答
1	報告は共願者全員がしなければならないのですか。	代表 1 者のみで構いません。
2	外注先などのPJメンバー外の会社も出願人になれるか。	外注では研究開発要素は無いと考えていますので、出願人になれません。 (事案が発生した場合は担当事業部に早めにご相談ください。)
3	登録研究員以外の者を発明者にしてよいですか。	登録研究員以外は基本的に発明者になれません。(補助扱いになります) (事案が発生した場合は担当事業部に早めにご相談ください。)
4	共願者が既に報告しているかどうか知るにはどうしたらよいですか。	共願者に直接問い合わせ確認してください。
5	教授・学生などの個人も出願人にしてよいですか。	出願人は(職務発明規程などにより)企業や大学等になりますので、原則、個人は出願人になれません。 権利を個人に譲渡することも可能ですが、個人は約款上の第三者になるため事前にNEDOの承認を得る必要があります。
6	助成事業でも願書に「国等の委託研究の成果に係る記載事項」の記載は必要ですか。	「国等の委託研究の成果に係る記載事項」はバイ・ドール法が適用される委託事業が対象です。 交付要綱をご確認のうえ、不明な点は各事業部にご相談ください。
7	出願通知書等の提出期限を大幅に経過（1ヶ月以上）した場合にはどうすればよいですか。	備考欄に「遅延理由」（遅延となった理由並びに今後の改善策）を記載してください。

知的財産権Q&A 【出願・登録】

No.	質問	回答
8	著作権（プログラム）の報告のタイミングはどうしたらよいですか。	著作権は出願ということがないので出願通知書の提出は不要です。作成または公表次第、出願後状況通知書を提出してください。移転通知書及び利用届出書については、特許と同じ扱いになります。
9	PCT出願が各国移行されたときの出願日はどうなりますか。	NEDOへの報告には国際出願日を記載してください。
10	EP出願が加盟国で登録されたとき、どのような報告が必要ですか。	EPの出願通知書を提出後、移行した国をまとめて出願通知書と出願後状況通知書をNEDOプロジェクトマネジメントシステムから提出してください。

知的財産権Q&A 【利用】

No.	質問	回答
1	親会社の子会社に実施許諾したときも報告は必要ですか。	子会社も第三者（自己以外）になるので、親会社は利用届出書を提出してください。
2	実施許諾契約を締結したとき、契約相手が将来事業を行うか不明でも、利用届出書の提出は必要ですか。	実施許諾(契約)した時点で報告対象になりますので、利用届出書を提出してください。

知的財産権Q&A【移転】

No.	質問	回答
1	移転承認申請書、移転通知書は移転元と移転先のどちらが提出するのですか。	原則、受託事業者（登録義務者）がNEDOに報告してください。
2	個人(大学教授)への移転は可能ですか。	大学教授の所属する大学がプロジェクトメンバーであっても、発明は大学が承継するので、教授個人は第三者になります。 したがって、事業成果の活用、技術の国外流出に当たらないことなどNEDOの事前承認を得る必要があります。
3	複数の特許を移転するときは、案件毎に複数の移転承認申請書を提出する必要がありますか。	一枚の移転承認申請書に、複数の特許及び出願予定の案件をまとめて記載することが可能です。（契約管理番号に紐づけた申請など）出願前移転については、早めに担当事業部にご相談ください。
4	「移転等届出書」、「放棄届出書」の提出は、どのような契約条件のときに必要ですか。	平成27年11月15日以降の新規契約については提出が必要です。 それ以前の契約では提出の必要はありません。
5	出願前移転とは何ですか。	願書を出願する前の段階で、発明者の帰属先の法人から第三者に対して権利（一部又は全部）を移転する行為のことです。 （説明資料P13）
6	移転の際に、持分の割合を報告する必要がありますか。	具体的な数値で持分の割合を報告する必要はありません。 ただし、移転承認申請書には「特許を受ける権利の一部（全部）」のように、移転の程度がわかるように記載してください。

知的財産権Q&A【移転】

No.	質問	回答
7	共有特許権者がいる場合、移転元の権利者は全員が移転承認申請書と移転通知書を、各社毎に提出しなければなりませんか。	2つの方法があります。 1) 権利の移転元の権利者全員分の当該書類を提出する方法。 2) 事前に共有権利者が権利移転に関わる合意書を締結しておき、その写しを添付して、代表一者から書類を提出する方法。 事前に事業部と相談し、適切な方法でご対応ください。

知的財産権Q&A【新PMS関連】

No.	質問	回答
1	2019年9月以前に終了したプロジェクトについて、PMSで知財関係の書類を提出するにはどのようにしたらよいですか。	当該プロジェクトでPMSを利用するには、下記のリンクから「PMS利用申請申込み」を行い、登録することが必要です。必要事項を記入して、手続をお願いいたします。 https://app23.infoc.nedo.go.jp/qa/enquetes/ou1u1f3k2pgd
2	過去の事業でもPMSで提出するのですか。	PMSに登録されている事業についてはPMSで提出してください。
3	PMS操作できる担当者を増やしたい。他社の人でも知財担当者にできますか。	業務管理者が知財担当者を新規に登録してください。 知財担当者は契約内のすべての知財情報にアクセスできますので、登録には十分注意が必要です。

No.	質問	回答
4	<p>出願後状況通知書を作成する時、「産業財産権設定」の項目で該当する出願番号が見つからないので、「無し」もしくは「出願通知書を未提出」を選択してもよいですか。 (PMS操作マニュアル P26)</p>	<p>必ず出願番号を選択してください。「無し」もしくは「出願通知書を未提出」を選択するのは、著作権の場合に限ります。（※著作権は出願通知書の提出を求めません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 出願通知書を提出済みで出願番号が見つからない場合には、お調べしますので chizai@ml.nedo.go.jp へお問い合わせください。 ● 出願通知書の提出が未提出の場合は、「出願通知書」を提出し受領された後に、「出願後状況通知書」を提出してください。
5	<p>出願人が何社かあるのですが、「出願人情報」にまとめて記載してもよいですか。</p>	<p>「出願人情報」には、会社名を正式名称で、一行に一件ずつ記載してください。 行の追加は右側にある「追加」ボタンをご利用ください。 「権利者情報」も同様です。</p>
6	<p>技術研究組合の構成員でも各種書類を提出できますか。</p>	<p>通常は委託契約先である組合が提出しますが、「帰属届出書」を提出した場合は構成員からの提出も可能になりますので、個別に chizai@ml.nedo.go.jp へご相談ください。</p>

知的財産権Q&A 【その他】

No.	質問	回答
1	バイ・ドール調査に回答すれば、以後の報告等は不要ですか。	バイ・ドール調査に回答した場合でも、通知、届出等については別途報告が必要です。
2	古い事業のためPMSには登録されておらず、書類の提出先がわかりません。	事前に担当事業部へ連絡し、確認した上で書面にて「プロジェクト名＋当時のNEDO担当事業部」宛に郵送してください。
3	バイ・ドール調査で回答しましたが、情報が更新されません。	「出願後状況通知書」を提出しないと登録情報は更新されません。当該通知書の提出を確認してください。